

## 「政務活動費の運用指針」の改正案について

### 1 高額な事務機器等、高額物品・備品の購入等について

#### (1) P 1 2 備品の取扱いについて（追記）

| 使途項目        | 内 容            | 取扱い             |
|-------------|----------------|-----------------|
| 事務・事務<br>所費 | 備品、事務機<br>器の購入 | ・使用実態に応じて充当できる。 |



| 使途項目        | 内 容            | 取扱い  |
|-------------|----------------|--|
| 事務・事務<br>所費 | 備品、事務機<br>器の購入 | ・使用実態に応じて充当できる。<br><u>ただし、1品目 30 万円未満を原則とする。その他取扱いについては、「6 その他の補足事項」を参照すること。</u> |

#### (2) P 1 9 「備品の取扱い」の補足事項について（追記）

##### 備品の購入について

1 品目 10 万円以上 30 万円未満で購入した備品については、議員でなくなった場合又は会派が解散し、備品の管理を継承する会派がない場合、会計処理上の手続き（減価償却）を行い、残存価格があれば、その額を収支報告書の収入の部の「その他」欄に計上しなければなりません。また、備品の耐用年数は、原則として次のとおりとします。

| 内 容                | 年 数  |
|--------------------|------|
| 電気機器、OA機器、その他の事務機器 | 5 年  |
| 金属性のオフィス家具         | 15 年 |

##### (残存価格の算出方法一例)

平成 29 年 4 月 15 日に、耐用年数 5 年の事務機器を 12 万円で購入した議員が、平成 31 年 4 月 30 日に任期満了を迎え、その後議員でなくなった場合

##### (計算方法)

①任期満了時までの減価償却額を、月割（購入日から任期満了の日までの期間の月数）で計算します。

事務機器の購入金額が 120,000 円、耐用年数が 60 月、任期満了までの在職月数が 25 月であるので、 $120,000 \text{円} \div 60 \text{月} \times 25 \text{月}$ で、50,000 円となります。

②次に、残存価格を計算します。

事務機器の購入金額から減価償却額を引き、70,000 円となります。

(3) P 1 3 複数業者から見積書を徴すべき物品の発注金額について (改正)

| 事 項  | 内 容  |
|------|--|
| 物品購入 | 発注金額 (契約金額) が <u>15万円</u> 以上の場合、複数の業者から見積書を徴し、それらの写しを提出すること。 |



| 事 項  | 内 容  |
|------|--|
| 物品購入 | 発注金額 (契約金額) が <u>10万円</u> 以上の場合、複数の業者から見積書を徴し、それらの写しを提出すること。 |

(4) P 2 3 備品台帳を使用すべき備品の金額について (改正)

1 品目 20,000円 以上の備品を購入した場合に使用すること。



1 品目 100,000円 以上の備品を購入した場合に使用すること。

## 2 旅費 (定額旅費)、日当の支給の見直しについて

(1) 旅費規程の準用について (削除)

| 内 容 | 取扱い   |
|-----|---|
| 旅費  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実費を充当できる。</li> <li>・旅費の算定には堺市職員の旅費規程を準用することができる。</li> </ul> |



| 内 容 | 取扱い  |
|-----|--|
| 旅費  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実費を充当できる。</li> </ul> |